

国土交通省行政効率化推進計画

平成16年6月15日
国土交通省
平成17年6月30日改定
平成18年8月29日改定
平成19年7月2日改定
平成20年12月26日改定

1. 公用車等の効率化

(これまでの取組)

公用車（運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車）について、平成19年度までに35台削減した。

職員運転手については原則退職後不補充としている。

また、幹部用車については幹部職員以外にも利用しており、効率的な運用に努めているとともに、アイドリングストップ、霞ヶ関ノーカーデーの実施、低公害車の導入による燃料費の削減、運転業務の民間委託や共用自転車の利用により、経費の削減に努めているところ。

(今後の取組計画)

公用車について、不規則・緊急な事態への迅速な対応の確保や職員運転手の雇用問題に留意しつつ、交換時期等を勘案し、稼働率の向上、職員自身の運転による移動、公共交通機関の活用、通勤時の送迎の縮減を推進することにより、平成25年度までに178台削減する。

公用車の削減に当たっては、職員運転手の退職後不補充等を可能な限り行うとともに、研修やOJTの実施による職員運転手の事務職等への転換、待機時間における他の業務への従事等により人材の有効活用を図る。

業務用車（各府省が保有する公用車以外の車両で、3, 5, 7ナンバーのもの）については、国民に対する行政サービスの低下や業務の効率的な遂行に支障をきたさないといった点にも留意しつつ、使用頻度の低い業務用車について管理している官署内の他の業務用車との

利用の統合、公共交通機関の活用等を推進する。

上記の取組を進めることにより、業務用車を削減することとし、公用車、業務用車併せて、平成22年度までに910台削減する。

運転手付の業務用車の車両管理業務については、業務の安全性、効率性などの観点から真に必要な場合に限定するとともに、車両運行方法の徹底的な見直しを行い、職員による運転を拡大する。

また、上記公用車以外のものを含め、以下の取組を進めることにより、一層の効率化を図る。

- ・ 車両の用途などを精査し、車種・車格について普通車等からより安価な小型車や軽自動車に切り替え可能な場合等には、買い替え、又は、他の官署で削減予定の車両の中から対応する車両を充てるほか、リース車両も活用する。
- ・ 部局や施設をまたがる集中的な運行管理を行い、車両の稼働率を向上し、業務効率の向上、タクシー等の経費の削減を図る。
- ・ 運行状況を把握の上、定期的に代替手段との経費比較を行い、費用効率の低い車両は売却して、レンタカーや公共交通機関の利用に切り替える。
- ・ 業務の実態を踏まえ、可能な限り、軽自動車や低排気量への切り替えを行う。
- ・ アイドリングストップ等のエコドライブの推進やハイブリッド車、低公害車の導入等により燃料費を節減する。また、霞ヶ関ノーカーデーの実施や地方公共団体の実施するノーカーデーに積極的に参加・協力する。
- ・ 交通安全教育を実施する。また、必要に応じETCを導入し割引料金の活用、業務の効率化を進める。

なお、国土交通省所管の独立行政法人等に対しても、同様の効率化を進めるよう要請する。

(平成25年度までの間で順次実施)

《取組実績》

583台(15年3月末)→575台(15年度)→565台(16年度)→563台(17年度)→558台(18年度)→548台(19年度)→533台(20年度)→515台(21年度) (▲68台)

平成21年度予算における削減効果 ▲564,382千円

(人件費を除く削減効果▲53,922千円)

2. 公共調達効率化

【一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等】

(これまでの取組)

公共調達については、会計法令に基づき、競争に付すことが適当であるものについては、原則、競争入札による調達に努めてきている。

(今後の取組計画)

- ①公共工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札による調達を逐次拡大する。一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

(一般競争入札については件数・金額・調達割合のいずれも公表している。一般競争入札は逐次拡大してきており、平成20年度中には予定価格6千万円以上の工事を一般競争入札に移行することとしている。)

- ②上記以外の公共調達について、適切な入札参加資格を設定するとともに適正な履行の確保に配慮しつつ、一般競争入札による調達を逐次拡大する。また、一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

(一般競争入札の推進)

平成20年度以降も引き続き実施

(実施状況の公表)

平成16年度分より毎年度実施

- ③公共工事については、平成20年度中には予定価格6千万円以上の工事を一般競争入札に移行することとし、毎年度その実施状況を公表する。

なお、物品及び役務（以下「物品等」とする。）の公共調達につい

ては、平成20年度までに平成16年度の指名競争入札実施件数の5%以上を一般競争入札に移行することとし、毎年度その実施状況を公表する。

(実施状況の公表)

平成16年度分から5年間実施

- ④特定建設工事共同企業体(特定JV)の結成の義務付けは原則として廃止する。義務付けた場合は、毎年度その理由を公表する。
(結成義務付けの原則廃止は実施済み。理由の公表については平成16年度以降実施。)
- ⑤公共工事については、入札情報のインターネットによる公表等入札情報の公表方法の透明性等の向上、入札監視委員会等第三者機関の活用、工事費内訳書の有効活用、入札結果の事後的・統計的分析による談合疑義案件の有無の確認と公正取引委員会との連携強化等による入札契約過程の監視の強化並びに電子入札の一層の活用等、入札契約手続きの改善のために必要な取り組みを行うほか、談合情報を得た場合の入札手続の取扱い及び一定期間入札参加を認めない措置の運用を適切に行う。
- ⑥公共工事においては原則として総合評価方式により発注を行うなど、「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」(平成20年3月 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ)に盛り込まれた取組を実施する。
- ⑦公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の対象となっている独立行政法人等の国の関係機関においても、政府と同様の改善策が講じられるよう、所要の指導を行う。
- ⑧公共工事以外の公共調達については、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、随意契約による場合に準じてホームページによる情報の公表に努める。
- ⑨随意契約の見直しに伴い、調査・研究業務等の発注を一般競争入札に移行するものについては、原則として総合評価方式により落札者を決定することとする。また、現行の受託者が過大に評価されることのないよう、評価項目、評価点の配分等について十分留意する。
- ⑩官庁営繕に関して、特段の事情がない限り遅くとも平成20年度末までに、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等のために必要な措置を講じ

る。

《取組実績》

①について

一般競争入札については、件数・金額ともに公表しており、平成19年度の調達割合については平成20年度中に公表予定。

平成18年10月以降の契約からは、国土交通省HP（地方支分部局等のHPを含む）において公表実施。

一般競争入札を平成20年度中には予定価格6千万円以上の工事まで拡大することとする。

併せて、6千万円未満の工事についても一般競争を積極的に試行する。

②について

物品及び役務（以下「物品等」という。）については、平成19年度一般競争入札の実施状況を平成20年度内に公表予定。

③について

公共工事については、平成20年度中には予定価格6千万円以上の工事を一般競争入札に移行することとし、毎年度その実施状況を公表。併せて、6千万円未満の工事についても一般競争を積極的に試行する。

物品等については、平成20年度までに、平成16年度指名競争入札件数のうち、5%以上を一般競争入札に移行する予定。

（平成16年度）指名競争入札実施件数の5%以上 231件以上

平成18年10月以降の契約からは、国土交通省HP（地方支分部局等のHPを含む）において公表。

④について

理由については平成19年度分について平成20年度内に公表予定。

⑤について

既に設置済の入札監視委員会を活用した入札契約過程の監視の強

化を図るなど入札契約手続きの改善のために必要な取り組みを実施。

また、「談合情報対応マニュアル」及び「指名停止等措置要領」の適切な運用を図っている。

⑥について

公共工事においては原則として総合評価方式により発注を行うなど、「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」（平成20年3月）に盛り込まれた取組を順次実施している。

⑦について

所管の特殊法人等に対して、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく要請を周知徹底すること等を通じて、政府と同様の改善策が講じられるよう指導している。

⑧について

平成18年10月以降の契約から国土交通本省HP（地方支分部局等を含む）において公表。

⑨について

平成20年度から、建設弘済会関係業務について、総合評価方式を一部試行し、2～3年後の本格導入を目指す。

⑩について

「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく各省各庁等の営繕事業の工事成績評定結果を引き続き蓄積するとともに、特段の事情がない限り平成20年度末までに工事成績評定等の標準化・統一化等に必要な措置を講じることとしている。

【適切な競争参加資格の設定等】

（これまでの取組）

物品等の公共調達について、

- ①調達する物品等の受注実績を求める場合には、「同一又は類似」する物品等の調達規模・数量と「同等」もしくはそれ以下となるように設定している。
- ②物品等の調達物の仕様・納入期限等を設定する場合は、発注者が最低限必要とする仕様等に留め、過大・過剰、喫緊な調達とならないように努めてきた。

(今後の取組計画)

物品等の公共調達について、

- ①民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価するとともに、その旨を入札公示等に予め明記する。
- ②公共工事以外の公共調達についても、予算決算及び会計令第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定する。なお、物品等の調達物の仕様等を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。
- ③実質的な競争性を確保するため、次の取組を行う。
 - ・受注実績等により新規参入業者を不当に制限することのないよう、入札参加資格を見直す。
 - ・発注コストを考慮しつつ、業務内容の工程や地理的範囲等から見て適切な発注単位を設定し、競争性の確保に努める。
 - ・業務の内容を踏まえ、適正な履行の確保に配慮しつつ、業務のマニュアル化を行うなどにより、受注実績が無くても入札に参加できないか検討を行うものとする。
 - ・参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者に広くPRを行うなど、参入可能であることの周知を図る。
 - ・長期的な収入予測やコスト見積りが可能となるよう、複数年契約を検討する。
 - ・契約の内容に応じ、公告期間を延長し、周知を徹底する。
- ④各府省に設置された入札・契約の監視を行う第三者機関においては、応札者又は応募者が1者しかいないものなどについては重点的に監視を行う。
- ⑤総合評価方式による一般競争入札については、現行の受託者が過大に評価されることのないよう、評価項目、評価点の配分等について

十分留意する。

(①及び②について、平成20年度以降も引き続き実施)

《取組実績》

①、②、④については、引き続き実施。③、⑤については、検討を行う。

【民間の技術力の活用等】

(これまでの取組)

工事の様態等に応じて、設計・施工一括発注方式、詳細設計付発注方式等の活用を図ると共に、必要に応じてCM方式（コンストラクション・マネジメント方式）等を活用している。

(今後の取組計画)

施工に当たり高度な技術を要する等の場合において、設計・施工一括発注方式、詳細設計付発注方式、CM方式等を引き続き活用する。
(平成20年度以降も引き続き実施)

【予定価格の適正な設定等】

(これまでの取組)

予定価格の設定については、会計法令を遵守するとともに、調達分野の市場調査や過去からの受注・納入実績、および発注者間の情報交換等を踏まえ、逐次、適切に設定してきている。

(今後の取組計画)

物品等の公共調達について、取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努めるとともに、不自然な入札結果が見受けられた場合は、事後的・統計的分析を行う。

(平成20年度以降も引き続き実施)

《取組実績》

予定価格の設定については、積算資料を活用したり複数の事業者から参考見積を徴し必要な検討を加えることなどにより適正に算出している。

また、価格変動の激しいものは、インターネット等を活用して常に市場状況を把握し予定価格へ反映させている。

【随意契約の見直し】

(今後の取組計画)

随意契約について、「随意契約見直し計画」に沿って、競争性の高い契約方式に速やかに移行する。移行に当たっては、原則として一般競争入札に移行し、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とする。平成20年度以降、競争性のない随意契約とした契約については、契約内容、競争性のある契約方式への移行年限、移行困難な場合にはその理由等を原則公表する。

- ①実質的な競争性を確保するため、次の取組を行う。(再掲)
 - ・受注実績等により新規参入業者を不当に制限することのないよう、入札参加資格を見直す。
 - ・発注コストを考慮しつつ、業務内容の工程や地理的範囲等から見て適切な発注単位を設定し、競争性の確保に努める。
 - ・業務の内容を踏まえ、適正な履行の確保に配慮しつつ、業務のマニュアル化を行うなどにより、受注実績が無くても入札に参加できないか検討を行うものとする。
 - ・参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者に広くPRを行うなど、参入可能であることの周知を図る。
 - ・長期的な収入予測やコスト見積りが可能となるよう、複数年契約を導入する。
 - ・契約の内容に応じ、公告期間を延長し、周知を徹底する。
- ②各府省に設置された入札・契約の監視を行う第三者機関においては、応札者又は応募者が1者しかいないものなどについては重点的に監視を行う。(再掲)
- ③総合評価方式による一般競争入札については、現行の受託者が過大に評価されることのないよう、評価項目、評価点の配分等について十分留意する。(再掲)

【随意契約の適正な運用等】

(これまでの取組)

公共調達について、

- ① 随意契約による場合には、会計法令の定める要件に合致するかどうかの確認を適正に行っている。
- ② WTO政府調達協定に定める随意契約案件について、契約締結後に契約者、契約価格及びその理由等を官報に掲載してきている。
- ③ 国土交通本省の随意契約の公表を行うホームページからすべての外局等、地方支分部局の随意契約結果の公表を行うホームページへの直接のリンクを行ったページ(随意契約公表ゲートウェイ)により、公表の一覧性を確保することで随意契約の透明性を確保している。

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/zuiikeiyaku/zuiikekka.html>

(今後の取組計画)

公共調達について、

- ① 随意契約による場合には、会計法令の定める要件・手続きに合致するかどうかの確認を引き続き適正に行う。

(平成20年度以降も引き続き実施)

- ② 随意契約案件について、国土交通省HP(地方支分部局等のHPを含む)において、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表する。

(国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないと認めたもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものを除く。)

- ③ 随意契約の方法による委託契約等について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなど引き続きその適正な履行の確保に努める。

(平成20年度以降も引き続き実施)

- ④ 会計内部監査等において、随意契約の重点的監査を実施することとし、合わせて所管公益法人等との間の随意契約についても、引き続き重点的監査事項とする。

(平成20年度以降も引き続き実施)

また、会計内部監査を行う際には、年度末の予算執行状況についても引き続き重点的に監査を行うこととする。

(平成20年度以降も引き続き実施)

- ⑤「公共調達 of 適正化に向けた取り組みについて」(平成18年2月公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)や「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月同会議)に基づく取組に加え、平成19年12月に所管公益法人等との契約を対象に総点検・見直しを行った結果を踏まえ、引き続き随意契約の適正化を一層推進していく。

(平成20年度以降も引き続き実施)

・ 決裁体制の強化

「随意契約見直し計画」(平成19年1月26日公表)の個別の契約について見直しが確実に行われているかを確認するため、随意契約に係る決裁体制を見直し、所管公益法人等との間で随意契約を行う場合にあっては、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経よう決裁体制を強化する。

また、地方支分部局等においても、各組織の実情に応じ、同様の措置を行うこととする。

・ 地方支分部局等における見直しの徹底

各機関における見直しの確実な実施を図るため、各種会議等を通じて、地方支分部局等に対する注意喚起を常時徹底する。

・ 企画競争への移行

真に随意契約で残さざるを得ないもの及び参加者の有無を確認するための公募手続により契約相手方が1者しかいないことが確認できたもの以外の契約については、透明性・競争性を確保するため、提案書等を評価して契約相手方を特定する企画競争に移行する。

・ 第三者機関による外部委員の活用

地方支分部局の入札監視委員会においては、従来からの審議対象である「工事及び建設コンサルタント業務等」に、「物品・役務」を加えるなど、随意契約について第三者機関を活用した監視を行うこととし、工事等と同様にその審議概要等を公表する。

・ 公益法人との随意契約の見直し

随意契約の適正化について、「行政と密接な関係にある公益法

人への支出の無駄の集中点検について」(平成20年7月4日公表)を踏まえ、実質的な競争の発現を確保するとの観点から、更なる徹底的な見直しを行う。

《取組実績》

①について

随意契約によるものはその適否に対する審査を引き続き適正に行っている。

引き続き、随意契約の公表を行うホームページへの直接のリンクを行ったページ(随意契約公表ゲートウェイ)により、公表の一覧性を確保することで随意契約の透明性を確保している。

(本省URL)

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/zuiikeiyaku/zuiikekka.html>

②について

少額随契以外のものについて、国土交通省HPにて平成17年度分より公表実施済。

(本省URL)

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/zuiikeiyaku/zuiikekka.html>

なお、物品等については、平成18年度分のWTO政府調達協定に定める1,600万円以上の随意契約案件について、平成19年12月12日に公表実施。

また、公共工事(7億2,000万円)、建設コンサルタント業務等(7,200万円)については、平成20年1月9日に公表実施。

③について

平成17年3月2日付けで各地方支分部局等へ周知徹底済み。

また、平成17年6月に随意契約による委託契約に関する事務手続きについて周知し、その適正な履行の確保に努めている。

なお、平成18年9月21日付けで再度各地方支分部局等へ周知徹底した。

④について

会計内部監査等において、昨年度に引き続き随意契約及び年度末の予算執行状況について重点的に監査を実施する。

⑤について

- ・平成18年6月13日の「随意契約見直し計画」の内容
競争性のない随意契約 2,295億円
→ 238億円 (▲2,057億円、90%減)
公益法人等との随意契約見直しに伴う
平成19年度予算における削減効果 ▲12,507千円

- ・平成19年1月26日には、所管公益法人等以外との随意契約についても見直しを実施

競争性のない随意契約 4,236億円
→ 1,440億円 (▲2,796億円、66%減)

(本省URL)

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/tekiseika/tekiseika.html>

- ・計画作成後の随意契約の適正化実施状況 (平成19年度)
競争入札 39,329件 (63.8%)
2,368,126,648千円 (76.4%)
競争性のある随意契約 11,200件 (18.2%)
403,356,877千円 (13.0%)
競争性のない随意契約 11,117件 (18.0%)
327,674,114千円 (10.6%)
- ・随意契約見直しに伴う平成21年度予算における削減効果
▲6,793百万円
- ・決裁体制の強化、公募手続きの導入及び企画競争の本格的な導入については、既に内部運用に関する通達を地方支分部局等へ通知。
- ・「随意契約の適正化の一層の推進について (平成19年11月2日公共調達 of 適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ)」に基づき、本省、地方機関にある第三者機関 (公正入札調査会議、入札

監視委員会)において、監視対象を全契約に拡大(工事等に加え物品・役務も監視)するとともに、1者応募のものは、特に重点的に監視することとした。

- ・平成19年12月26日に国土交通省における随意契約の総点検・見直しを行い、応募要件の見直しによる民間参入の拡大、契約方式の見直しによる競争性の向上、第三者機関の監視体制の強化などの措置を取りまとめた。

【落札率1事案への対応等】

(これまでの取組)

- ①公共工事・建設コンサルタント業務等については、予定価格等の事後公表、入札参加業者の応札状況・入札価格について、従前より公表してきた。
- ②見積書の徴取を行う場合は、会計法令に基づき、複数の者から見積書を徴取し、契約金額の低減に努めてきている。
- ③再度入札の実施に関する運用を取り決め、一定回数再度入札が繰り返された際は、入札中止等の手続きを講じてきた。

(今後の取組計画)

公共調達について、

- ①公共調達について、落札率を公表する。なお、公表においては、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにする。
(国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないと認めたもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものを除く。)
- ②参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積金額の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に引き続き努める。

(平成20年度以降も引き続き実施)

- ③再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合には、再度公告入札を行う。

(物品等及び公共工事等については平成20年度以降も引き続き実施し、落札者がいない場合に再度公告入札を行うことを原則とする。)

《取組実績》

①について

公共工事・建設コンサルタント業務等については、平成20年1月9日に公表実施。

また、物品等については、平成20年度内に公表予定。

②について

予定価格の設定については、積算資料を活用したり複数の事業者から参考見積を徴し必要な検討を加えることなどにより適正に算出している。

また、価格変動の激しいものは、インターネットを活用して常に市場状況を把握し予定価格へ反映させている。

また、3者以上からの見積もりの聴取について徹底を行った。

③について

公共工事等については引き続き、落札者がいない場合に再度公告入札を行うことを原則とする。

物品等については、平成17年3月31日付けで、再度入札回数を制限するとともに、落札者がいない場合には再度公告入札を行うことを原則としている。

【国庫債務負担行為の活用】

(これまでの取組)

- ①本省・附属機関において、平成20年度に更新予定のコピー機、FAX等の事務用機器について、国庫債務負担行為を予算措置した。

(今後の取組計画)

- ①コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、引き続き国庫債務負担行為による複数年度契約によることとする。

また、本省調達分については、一般競争入札による一括調達により機種を集約化、コスト削減に努めることとする。

- ②複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年度契約により実施することとする。

《取組実績》

①については、平成20年度本省及び地方支分部局等において、コピー機、システム等の借入れに係る国庫債務負担行為による複数年度契約を予定している。

平成21年度予算における削減効果 ▲10,786千円

【調達手続き等の電子化】

(これまでの取組)

- ①物品等の政府調達手続の入札・開札の電子化は、「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」（平成11年12月28日高度情報通信社会推進本部決定）に基づき、電子政府e-japan構想の一環として、平成15年度中に全省庁において実施することとなっていることを受け、国土交通省においても、電子入札（非公共事業）のシステムの整備を行ってきている（平成19年度の電子入札実施件数：8,477件）。
- ②総務省との連携により、物品等の入札時に用いる「競争参加資格登録」をインターネット上において実施できるような体制を整備してきている（平成13年1月10日より受付開始）。

(今後の取組計画)

- ①物品等の政府調達手続の入札・開札の電子化については、平成17年度より本省・地方支分部局等における競争入札について、原則的

に電子入札を実施する。

(平成20年度も引き続き、電子入札による応札割合を前年度実績より高めるよう引き続きPRを行う。)

- ②随意契約の見直し実施の透明性を確保するため、競争入札に移行する契約については、既に平成17年度より全面的導入している電子入札方式によるものとする。

(平成20年度以降も引き続き実施)

- ③総務省との連携により整備した、物品等の入札時に用いる「競争参加資格登録」をインターネット上において実施できるような体制を利用し、電算機処理等に係る事務処理コストの縮減を図る。

(平成20年度以降も引き続き実施)

《取組実績》

①について

物品等の電子入札実施件数(国土交通省全体)平成19年11月末現在 3,415件実施(開札)済み

③について

引き続き、インターネット上での登録実績が増加するよう、企業側にPRを実施。

【その他】

(これまでの取組)

- ①物品等の公共調達については、計画的な購入等に努め、一括購入・一括発注を行うことが経済的に有益な場合は、その実施に取り組んでいる(消耗品、印刷物など)。
- ②本省の複数の部局で共通して使用する事務用品等について、一括購入契約を行ってきている(平成19年度:消耗品等158品目)。
- ③文具等の適正な使用や両面コピーの推進等に努め、事務用品の使用量の抑制に努めてきている。

また、本省・一部の地方整備局本局において、コピー等の出力機器

の出力環境・使用実態について調査・分析し、出力関係コストの可視化への取組を始めている。

- ④広報記事などを電子的に読み込むことにより、常時閲覧できるようにして、環境負荷軽減や事務処理コスト縮減をしてきている（平成14年2月より現在まで実施：国土交通本省内）。
- ⑤電話料金（携帯電話を含む）について、各社の割引サービスを比較し、最適なものの利用に努めてきている。
- ⑥本省庁舎屋上に太陽光発電システムを率先して整備し、電力を供給してきている（平成14年12月より導入、平成19年度約4.4万kwh強）。
- ⑦既存の庁舎において、グリーン診断に基づくグリーン改修を実施してきている（平成13年4月より実施）。
また、ESCO事業導入の検討等を行う際に参考となる「官庁施設のESCO事業実施マニュアル」を作成した（平成18年3月作成、平成20年3月改定）。

（今後の取組計画）

- ①事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、以下のような物品等の一括調達の推進等を図る。
 - ・物品等の調達については、徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る（過剰仕様等の排除）。
 - ・消耗品の調達については、単価契約による調達の推進などにより契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による契約の単位をまとめるなどの見直しにより、一般競争入札の拡大を図る。特に消耗品3品目（コピー用紙、トナー類及び文具用品類）は、調達事務の集約化等を行うとともに、集約化を行ってもなおかえってコストが高くなる場合を除き、3品目とも単価契約による調達を行う。
 - ・備品の調達については、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による契約の単位をまとめるなどの見直しにより、一般競争入札の拡大を推進する。
 - ・庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括して契約することにより一般競争入札に付することができるものについては、一括し、一般競争入札に付すよう徹底する。
 - ・一層のコスト縮減を図るため、省全体の入札・契約の状況を正確

に把握するための検討を行う。

- ②文具等の適正な使用、両面コピーの推進等をさらに徹底して、事務用品の使用量の抑制を図り、無駄な発注を避けることにより、一層のコスト縮減を図る。

コピー等の出力機器の出力環境・使用実態について調査・分析し、出力関係のコストを可視化し、その削減に努めるとともに、出力機器の最適配置を検討する。

- ③広報記事などを電子的に読み込むことにより、常時閲覧できるようにして、環境負荷低減や事務処理コストの低減を図る。

- ④電話料金の割引制度の活用を、引き続き図る。

- ⑤庁舎屋上に整備された太陽光発電システムの適正な保全を通じた電力供給による環境負荷軽減やコスト縮減を図る。

- ⑥電力供給契約は、契約電力50Kw以上の契約について入札を実施する（沖縄県を除く）。（省CO₂化の要素を考慮した方式について、袖切り方式の一層の活用推進を図る。）

- ⑦グリーン診断に基づくグリーン改修を推進し、環境負荷低減や庁舎の光熱水費の削減を図る。また、他の先進的事例及び官庁施設のESCO事業実施マニュアルを参考に、ESCO事業導入の検討等を進める。

- ⑧合同庁舎における各種の物品等の調達契約に関し、以下の取組を行う。

- ・ 合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通する物品等について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分と専用部分の当該役務又は物品の一括調達を推進する。特に清掃業務及び蛍光管類は、全ての合同庁舎で一括調達する。
- ・ 合同庁舎における各種の物品等の調達契約については、一官署が代表して契約を行ったり、各官署が割り振られた契約のみを行うなど、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る事務を行わないですむよう調達に係る事務の省力化方策について検討する。
- ・ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。

- ⑨競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなどその適正な履行の確保に努める。

(平成20年度以降も引き続き実施)

- ⑩適正な物品管理の観点から、必要に応じ物品の現況把握を行い、物品管理簿等の帳簿への物品の異動の記録を適切に行うとともに、各庁舎単位での不用物品に係る情報の共有化を早急に図り、不用物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄などの処分の方針を決定する。
- ⑪事務の省力化及びコストの削減を図る観点から、以下により、調達事務の集約化を推進する。
- ・ 同一機関内に複数の調達機関を設置している場合や複数の調達機関が同一敷地内等に所在している場合は、複数の調達機関を会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達を推進する。
 - ・ 地方支分部局等においては、当該地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推進する。
 - ・ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。(再掲)

(①～⑥及び⑧～⑪については、平成20年度以降も引き続き実施。⑦については、グリーン診断に基づくグリーン改修は平成20年度以降も引き続き実施し、E S C O事業導入の検討等については、平成16年度より実施。)

《取組実績》

①、③から⑤については、引き続き実施。

特に本省の複数の部局で共通して使用する事務用品等について、一括購入契約を行ってきた(平成19年度:消耗品等161品目、平成18年度比 5品目増)。

平成21年度予算における削減効果 ▲224,477千円

②については、調査・分析結果を踏まえ、本省において20年度はコピー機を2台削減予定。21年度はプリンターの更新時期に併せて、出力機器全体の最適配置を行い、コスト削減を図る予定。

⑥については、国土交通本省、地方機関等の一部において契約締結。その他の地方機関においても、引き続き実施に向け検討中。

（平成18年度実績）77件実施（開札）済み

なお、合同庁舎第3号館の電力入札を実施した結果を勘案し、平成19年度予算においても減額。

283,942千円（16年度）→ 226,678千円（17年度）

→ 178,350千円（18年度）→168,418千円（19年度）

→ 160,440千円 ▲5%

平成21年度予算における削減効果 ▲52,219千円

⑦グリーン改修の推進については、引き続き実施。なお、平成17年度に国土交通本省におけるESCO事業導入に向けた簡易調査を実施し、引き続きESCO事業導入に向けた調査を実施。

⑧について

・平成20年度から、新潟美咲合同庁舎1号館等において蛍光管の購入及び庁舎清掃業務について共用部分と専用部分の一括調達を行う予定。

・平成20年度から、中央合同庁舎第2号館の光熱水料について各官署が割り振られた契約・支払いのみを行う予定（国土交通省は電気料）。

平成21年度予算における削減効果 ▲309,039千円

⑨について

平成17年3月2日付けで各地方整備局長等へ周知徹底済み。

また、平成17年6月に随意契約による委託契約に関する事務手続きについて周知し、その中で競争入札についても、その適正な履行の確保に努めている。

なお、平成18年9月21日付けで再度各地方支分部局等へ周知徹底した。

⑩について

引き続き、物品管理法等関係法令に基づき、適正な物品管理が行

われるよう推進する。

⑪について

- ・本省においては、コピー用紙等の購入契約を連名契約で行っているが、引き続き共同調達を検討していく。
- ・地方支分部局においては、作業服等の調達事務の上部機関への集約化を図っているところ。平成20年度についても、引き続き検討する。

平成21年度予算における削減効果

▲64,105千円

3. 公共事業のコスト構造改善

(これまでの取組)

平成15年3月に、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%以上の総合コスト縮減を達成することを目標とする「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し、コストの観点から公共事業の全てのプロセスを見直す「コスト構造改革」の取組を開始。平成19年度における総合コスト縮減率は、国土交通省・関係機構等で14.1%となった。

(この数値から関連施策にかかる物価変動分のみを除いた場合には15.8%、また、物価や労務費等の全体的な物価変動を含めた場合には12.4%となる。)

(今後の取組計画)

平成20年3月に、「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」を策定し、平成20年度からの5年間で、平成19年度と比較して、15%の総合コスト改善率を達成することを目標として設定している。

これまでの総合的なコスト縮減の取組に加え、平成20年度からは新たに「コスト構造改善」の取組を導入し、「総合的なコスト構造改善」を推進している。

「総合的なコスト構造改善」を実現するための施策として、①事業のスピードアップ6施策、②計画・設計・施工の最適化10施策、③

維持管理の最適化 6 施策、④調達の最適化 1 2 施策計 3 4 施策を 5 年間で取り組んでいく予定である。

なお、具体的な施策としては、以下のとおり。

【事業のスピードアップ】

①「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」に基づく取り組みの推進。

（平成 20 年 4 月に策定した「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」に基づき、公共事業の構想段階において、住民を含めた多様な主体の参画を推進するとともに、計画案に対する社会面、経済面、環境面等の様々な観点からの総合的な判断を行うなど、各事業における計画策定プロセスの透明性、公平性のさらなる向上を図るための取り組みを推進する。）

②空港整備事業の迅速化。

（羽田空港再拡張事業において、空港整備事業の迅速化を図るため、新設滑走路及び連絡誘導路の整備を設計・施工一括で行い、平成 22 年 10 月末までに供用する予定。）

③地籍調査に関する各都道府県の連絡会議を活用するとともに、地籍調査と公共事業との連携により用地取得の円滑化を図る。

（平成 20 年 4 月に、公共事業の実施予定地域において地籍調査を連携して実施する公共事業連携調査の積極的な活用を求める通知を発出。

地籍調査事業推進のための連絡会議の設置及び開催については、都道府県への働きかけを引き続き行っていく。）

④あらかじめ明示された完成時期を目標とした計画的な用地取得を実現。

（事業の計画段階から将来の供用まで見据えた周到な準備を行い、必要となる施策を適時適切に講じる「用地取得マネジメント」を確立する。

用地幅杭打設から 3 年または用地取得率が 80%になった時のいずれか早い時期までに事業認定申請手続きに移行すべきというルールを周知徹底するとともに、用地取得の進捗状況等の公表を図る。）

《取組実績》

①について

ガイドラインに基づき、各事業において、計画策定プロセスの透明性、公正性の向上を図るための取り組みを推進する。

②について

平成16年7月に設計・施工一括発注方式を採用した一般競争入札を公告し、平成17年3月に契約。

関係漁業者との調整を終えた後、平成19年3月末に本格着工し、平成22年10月末の供用開始に向け、現地施工を進めている。

③について

平成20年度においては5地区で公共事業連携調査を実施。地籍調査の担当者会議等において公共事業担当部局との連携強化を働きかけた結果、多くの都道府県や市町村等において、連絡会議や打合せ等を通じた連携強化が進められている。

④について

用地取得マネジメントの確立に向け、用地取得の際のリスク要因の把握方法やその解決メニュー等を検討し、これらを取りまとめたマニュアルの検討を進める。

引き続き、適期申請ルールを周知徹底するとともに、用地取得の進捗状況等の公表を図る。

【計画・設計・施工の最適化】

① 営繕事業に関する技術基準等を統一し、各省庁施設の整備における合理的な設計、工事書類等作成の効率化を推進。

（「公共建築工事標準単価積算基準」等の一部見直しを実施。）

② 1. 5車線の道路整備の導入。

（道路構造令（政令）の弾力的な運用により、2車線での整備にこだわらず、1車線の整備と待避所の整備を組み合わせるなど、地域

の実情に応じた道路整備を推進。)

③インターチェンジを簡易な形式に見直す。

(インターチェンジの構造をトランペット型からダイヤモンド型など、簡易な形式に見直すための道路構造設計等を推進中。見直した道路構造設計による、地元設計協議等を実施し、準備の整ったところから事業を実施中。)

④経済性と品質確保の観点から、民間事業者等により開発された有用な新技術を積極的に活用する。

(数値目標を設定し、新技術の活用を促進。)

⑤国家機関の建築物等の保全状況を把握する、保全業務支援システム(BIMMS-N)の利用促進を図る。

(平成20年度から、保全業務支援システムに簡易中長期保全計画作成機能を追加。各省各庁による本機能の利用を通し、保全業務支援システムの利用促進を図る。)

⑥既存ダムに排砂バイパス等を整備することによる堆積土の浚渫費用の縮減。

(現在直轄2ダムで排砂バイパス等を整備中であり、引き続き、計画堆砂量より土砂の堆積が進んでいるダム等において、随時排砂バイパス等の整備を検討。)

《取組実績》

①について

各省庁施設の整備における合理的な設計等を推進するため、平成20年度は、2件について見直し・追加を実施することとしている。

②について

平成20年度では、32道府県で1.5車線の道路整備を実施しており、引き続き、地域の実情に応じた道路整備を推進。

③について

見直した道路構造設計による、地元設計協議等を実施し、準備の整ったところから事業を実施。

④について

平成19年度までに新技術を試行・活用する工事件数の割合の目標を30%に設定し、平成19年度に31.6%を達成。本年度も新技術の積極的な試行・活用を図る。

平成18年度より、有用な新技術の活用促進と技術のスパイラルアップを目的として、「公共工事等における新技術活用システム」を運用。

⑤について

保全業務支援システムの利用促進を図るため、平成20年度から、簡易中長期保全計画作成機能を追加した。

⑥について

現在直轄2ダムで排砂バイパス等を整備中であり、引き続き、計画堆砂量より土砂の堆積が進んでいるダム等において、随時排砂バイパス等の整備を検討。

【維持管理の最適化】

①除草に伴う刈草処理と利活用に関する地域住民との連携。

(既に、一部の河川においては、刈草の処理として、地元酪農家や農業関係者による無償の引き取りを行っており、従前の処分費の軽減にも大きく寄与。

平成20年度以降も引き続き、地元住民等との調整を図りつつ実施。)

②橋梁の計画的な維持・修繕・更新のための橋梁マネジメントシステムの構築、運用。

《取組実績》

①について

引き続き地域住民との連携調整を図り、除草に伴う刈草の利活用を推進する。

また、河川毎に維持管理計画等を策定し、河川の規模、特性に応じた効率的・効果的な維持管理を実施している。

②について

道路橋の定期的な点検により、早期に損傷を発見し、大規模な修繕や更新に至る前に対策を行う予防保全を推進しライフサイクルコストの縮減を図る。

【調達の最適化】

- ①公共工事及び公共工事に関する業務の調達において、企業の技術力の適切な評価、効率的な実績の確認を行う。
（各企業の技術力を適切かつ効率的に評価するため、全国の直轄工事の工事成績データベース、業務実績データベースを構築している。また、Web化による効率的な検索、他発注機関への拡大について順次検討を行う。
なお、入札参加条件・総合評価において、過去の工事成績評定、業務実績等を活用し、企業の技術力を適切に評価する。）
- ②総合評価方式の活用等、公共工事の品質確保対策を推進する。
公共工事においては原則として総合評価方式により発注を行うなど、「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」（平成20年3月）に盛り込まれた取組を実施する。
- ③CALS/ECアクションプログラムの推進
（次期アクションプログラム策定のため、アクションプログラム2005のレビューを行う。
アクションプログラム2005に位置づけられた目標の内、引き続いてその達成が必要とされると認められるものについては継続的に実施し目標期間内での達成を目指すとともに、社会・経済状況の変化等に伴い直面する新たな課題を解決し、平成22年までにCALS/ECの実現が図られるよう、新計画を新たに作成する。
また、3次元データ等を活用した現場管理等の実現について新計画に盛り込み、建設生産性の向上を図る。）
- ④PFI方式の活用を推進する。
（契約プロセス及び契約書類の簡素化・標準化や、より効果的なモニタリングの手法等に関する参考書を改善するとともに、その普及

を図ることで、P F I 事業実施に係る能力の向上を図り、P F I 方式の活用を推進する。)

- ⑤積算価格の説明性・市場性を向上するとともに、積算にかかるコスト、労力を低減する「ユニットプライス型積算方式」への移行を検討し、試行する。

(平成16年度から舗装工の一部において試行を開始。平成20年度は、舗装工、築堤・護岸工及び道路改良工について全面試行するとともに、河川維持工、河川修繕工、道路維持工及び道路修繕工において試行に着手する。また、新たな工種の検討に入る。港湾工事におけるブロック製作工及び空港基本施設舗装工事については一部試行を引き続き実施。)

- ⑥受発注者のパートナーシップの構築により、建設システムの生産性向上を図る。

(現場の課題に対し迅速な対応を行うワンデーレスポンスの取り組みを通じ、受注者と発注者が協力して適切に工程を管理することにより、施工の効率化を進め、工事の早期完成を目指すとともに、土木工事において発注者、設計者、施工者から構成される三者会議を積極的に推進する。)

《取組実績》

- ①について

全国の直轄工事の工事成績データベース、業務実績データベースを構築しており、企業の技術力の適切な評価、実績の確認を行っている。

- ②について

公共工事においては原則として総合評価方式により発注を行うなど、「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」(平成20年3月)に盛り込まれた取組を順次実施している。

- ③について

次期アクションプログラム策定のため、アクションプログラム2005のレビュー、新計画案を作成し、平成20年度中の策定を目標に部会等で検討を実施しているところ。

④について

平成20年6月に「国土交通省所管事業へのPFI活用に関する発注担当者向け参考書」を公表し、契約プロセス及び契約書類の簡素化・標準化、より効果的なモニタリングの手法等を示し、その普及を図ることで、PFI方式の活用の推進を図った。

⑤について

平成16年度から舗装工の一部において試行を開始。平成20年度は、舗装工、築堤・護岸工及び道路改良工について全面試行するとともに、河川維持工、河川修繕工、道路維持工及び道路修繕工において試行に着手する。港湾工事におけるブロック製作工及び空港基本施設舗装工事について一部試行を引き続き実施した。

⑥について

ワンデーレスポンスは平成20年度約4,000件で実施予定(平成19年度2,500件)。また、三者会議は平成20年度約2,000件で実施予定(平成19年度1,300件)。今後も実施件数の拡大を予定している。

4. 電子政府関係の効率化

【業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化】

(1) 各府省に共通する業務・システム

(これまでの取組)

平成16年2月10日に開催された第5回CIO連絡会議において、最適化の対象となる業務・システムが決定されたところ。

また、国土交通省において最適化計画の策定を担当する業務・システムの最適化の実施に当たって、最適化実施による削減経費、削減業務処理時間等の目標値及びその達成時期を明示した。

(今後の取組計画)

①業務・システムの最適化

各府省に共通する業務・システムについて、策定された最適化計画に基づき、可能な限り早期に業務の効率化と経費の削減を図る。

また、すでに最適化計画が策定されている業務・システムのうち内部管理業務に係る業務・システムについては、最適化計画の早期かつ着実な実施を図る。

②行政組織等の減量・効率化

内部管理業務への情報通信技術の活用及びこれに伴う業務の見直しを行う。特に、「電子政府構築計画」(平成15年7月17日CIO連絡会議決定)に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務(人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、旅費等の業務)については、業務全体として、実質的に4割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の3割以上の削減を行う。

その他の業務・システムについても、最適化の実施による業務の効率化、合理化を図る。

特に、旅費、物品調達、物品管理、謝金・諸手当等の行政内部の管理業務について、「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」に基づき、業務改革(BPR)を積極的に推進し、2年以内に府省共通のシステム化を目指す。旅費業務については、「旅費業務に関するガイドライン」に基づき規程類の標準化、判断基準の統一化を図りつつ、決裁階層の大幅な簡素化、ペーパーレス化の徹底等を実施する。

《取組実績》

①について

公共事業支援システム(官庁営繕業務を含む)について、最適化計画等に基づき、取組を行っているところ。

②について

「平成21年度減量・効率化方針」の中で各府省に共通する業務・システム及び個別府省の業務・システムを含む内部管理業務等に係

る定員について、平成21年度に168人合理化する。

(2) 個別府省の業務・システム

(これまでの取組)

個別業務・システム7件（旧式（レガシー）システムを含む。）について、最適化計画を策定し、最適化実施による削減経費、削減業務処理時間等の目標値及びその達成時期を明示した。

なお、共用電子計算機システム（つくば地区旭庁舎）及び汎用電子計算機システムについては、最適化計画に基づいて新システム等に移行した。

(今後の取組計画)

- ①旧式（レガシー）システム等個別府省の業務・システムについて、各業務・システム最適化計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化と経費の削減を図る。
- ②旧式（レガシー）システムの新システムへの移行状況に合わせて、業務の合理化を図る。このため、旧式（レガシー）システムに関する最適化計画等に基づき、定員削減等の減量・効率化を図る。

《取組実績》

○汎用電子計算機システム（平成18年度に最適化完了）

平成21年度予算における削減効果 ▲229,460千円

○共用電子計算機システム（つくば地区旭庁舎）（平成16年度に最適化完了）

平成21年度予算における削減効果 ▲60,636千円

○海上保安における船舶動静情報活用業務

この取組みによる平成22年度までの削減見込額 ▲1,611,629千円

○地震津波監視等業務・システム

この取組みによる平成23年度までの削減見込額 ▲1,004,029千円

○地域気象観測業務・システム（アメダス）

この取組みによる平成23年度までの削減見込額 ▲865,973千円

①について

○自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）

この取組みによる平成24年度までの削減見込額 ▲538,813千円

○気象資料総合処理システム等

平成21年度予算における削減見込額 ▲688,984千円

②について

「平成21年度減量・効率化方針」の中で各府省に共通する業務・システム及び個別府省の業務・システムを含む内部管理業務等に係る定員について、平成21年度に168人合理化する。

(3) オンライン化に対応した減量・効率化

(これまでの取組)

「電子政府構築計画」に基づき、手続の簡素化・合理化に係る5項目（必要性の乏しい手続の原則廃止、申請・届出等の頻度軽減、添付書類の省略・廃止、処理期間の短縮、変更手続の簡素化）について、必要性の乏しい手続の廃止、申請・届出等の頻度軽減等の措置を講じたところ。

公表資料等の活用により65件の添付書類については軽減を、各種許可・認証等の変更手続12件については所要の措置を講じた。

また、平成18年3月に年間申請件数の多い（年間申請件数10万件以上）手続を「オンライン利用促進対象手続」として定め、オンライン利用促進のための行動計画を策定し、平成19年3月に改定を行った。

平成20年9月には「オンライン利用拡大行動計画」（IT戦略本部 決定）が策定され、重点手続が選定された。

(今後の取組計画)

①オンラインの推進

ア. 決裁の合理化・電子化を進めることにより処理期間の短縮を図る。

(国土交通省オンライン申請システムと政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムとの連携等、引き続き処理期間の短縮を図る予定。)

イ. 「オンライン利用拡大行動計画」に基づき、重点手続きに選定された手続きについては新たな目標を設定して、実現を目指す一方で、利用率が極めて低調である等の手続きのオンライン化については見直しを図る。

ウ. 重点手続きとならなかったものについても、「オンライン利用拡大行動計画」に基づき、計画的な取組を進める。

②オンライン化に対応した減量・効率化

オンライン化に対応した減量・効率化の実をあげるため、法令に基づく全ての行政手続きの2割以上について、手続きの削減・統合、添付書類の削減・廃止・電子化等の簡素化・合理化を行う。併せて、紙による申請・届出を前提とした業務処理過程・体制の抜本の見直しを行い、受付・審査等の事務の縮減による減量・効率化を図る。

また、電子入札について、全面的な実施を推進する。

《取組実績》

①について

重点手続きについて、平成23年度末及び平成25年度末の新たに設定した目標の実現を目指す。

②について

「手続きの簡素化・合理化計画」に基づき、当省所管の申請・届出等手続きについて、必要の乏しい手続きの廃止、頻度軽減などの措置を講じた。

電子入札については、引き続き、全面的な実施を推進していく。

【国家公務員給与の全額振込化】

(これまでの取組)

e-Japan重点計画-2002等において、「2005年度末まで」に取り

組むこととされており、山間、僻地等を除いて全額振込となった。

【その他の効率化】

(今後の取組計画)

- ① 「情報システムに係る政府調達の基本指針」に沿って調達を進める。また、調達仕様書作成に当たり専門家の意見を取り入れる。
- ② 法規集や例規集（加除式のものを含む）等については、費用対効果等も勘案し、電子化されているCD-ROM等の導入を図り、行政のペーパーレス化（電子化）に資するものとする。

《取組実績》

① について

「情報システムに係る政府調達の基本指針」に基づき、分離調達並びに調達仕様書及び契約書の明確化を実施している。また、外部専門家を配置し、仕様策定を実施するための支援体制を整備している。

② について

法規集や例規集（加除式のものを含む）等については、必要最小部数の購入に努め、霞ヶ関WANで提供されている「共通情報検索システム」の積極的な活用、必要に応じてCD-ROM等の導入を図り、行政のペーパーレス化に努めている。

5. アウトソーシング

(これまでの取組)

- ① 以下の業務について、外部委託しているところ。
 - ・ 庁舎管理業務（警備、清掃、設備維持管理）
 - ・ 受付・案内業務
 - ・ 公務員宿舎管理業務

- ・ 情報システム（庁内LAN）管理業務
- ・ 研修業務（語学）
- ・ 統計・通訳業務
- ・ 公用車関係業務（運転業務）
- ・ 電話交換業務
- ・ 定期刊行物・ポスター等の発送業務
- ・ 秘書業務
- ・ 審議会等議事録作成業務
- ・ 翻訳・通訳業務
- ・ シンポジウム・セミナー・会議等のアレンジ業務
- ・ 国家試験運営業務

このうち、庁舎管理業務及び電話交換業務については、退職時の不補充を徹底しているところ。

- ②空港における警備、事故時の消火活動、医療救難活動の効率化を図るため、国管理空港において現場業務を、また、航空交通管制機器及び航空保安無線施設について保守業務を外部委託しているところ。
- ③道路運送車両法に基づく軽自動車の検査事務について、民間法人である軽自動車検査協会を活用しているところであり、自動車リサイクル法に基づく軽自動車のリサイクル預託金納付の確認業務についても、平成17年2月より同協会を活用して実施している。また、改正道路交通法（平成18年6月1日施行）の規定に基づく軽自動車の駐車違反反則金納付の有無に係る確認業務についても、平成18年8月より同協会を活用して実施しているところ。
- ④船舶安全法等に基づく船舶の安全、保安対策及び海洋汚染防止に関する船舶検査について、船級協会の検査を活用しているところ。
- ⑤地方整備局等において、公物等の維持管理等に係る業務を外部委託しているところ。
- ⑥気象業務法に基づく気象観測用測器の検定について、登録検定機関による検定を活用しているところ。
- ⑦海図の数値化については外部委託により完了し、海図の印刷・供給業務について、外部委託しているところ。
- ⑧航路標識の保守業務について、可能なものから外部委託しているところ。
- ⑨道路運送車両法に基づく自動車の登録業務のうち、登録事項等証明

書の交付業務の民間委託を図っているところ。

- ⑩国土地理院が行う公共測量の指導・調整に関する業務を可能なものから外部委託しているところ。また、地図の修正に係る基本情報調査業務等の外部委託を含む業務の合理化を図っているところ。
- ⑪住民団体やNPO等による公園施設の整備・管理の促進を図っているところ。
- ⑫北海道開発局が行う現場技術業務、道路巡回業務等の民間委託の拡大を図っているところ。

(今後の取組計画)

ホームページについて、日常的な更新作業は、本省、地方部局とも、原則職員が行っている。また、平成21年度中を目途に地方部局のホームページの約半数を本省に集約する予定であり、残りについても費用対効果を含め、平成20年度中に検討結果を得ることとしている。

国土交通大学校の施設の管理・運營業務については、民間競争入札を行い、平成21年4月から3年の複数年契約によって実施することにより、施設の管理・運營業務の効率化等を図る。

①から⑫について

今後とも引き続き、外部委託や外部機関等の活用を図る。

(平成20年度以降も引き続き実施)

《取組実績》

①⑤について

今後とも引き続き、外部委託を図る。

・庁舎管理業務

平成16年度まで業務の一部を外部委託していた中央合同庁舎第3号館等の空調運転業務を平成17年度において完全外部委託した。

業務委託費 168,905千円(平成21年度予算額)

・情報システム(庁内LAN)管理業務

業務委託費 348,971千円（平成21年度予算額）

・ 公用車関係業務（運転業務）

平成21年度に定員を2人合理化する。

業務委託費 228,726千円（平成21年度予算額）

・ 電話交換業務

業務委託費 10,710千円（平成21年度予算額）

電話交換業務については、休職、休業及び退職による職員の欠員の補充を外部委託により実施している。

今後における欠員の補充も外部委託とし、将来的には完全外部委託とする。

②について

（空港における警備、事故時の消火活動）

空港保安防災業務について、東京空港事務所の消防業務の民間委託等を図り、業務の効率化を行うことにより、平成19年度に定員を14人合理化したほか、平成21年度以降も引き続き民間委託について検討する。

（航空交通管制機器等の保守業務）

航空交通管制のメンテナンス業務については、引き続き委託対象施設の拡大による施設の点検・保守作業の民間委託等を進め、平成21年度に53人合理化する。

④について

船舶安全法等に基づく登録船級協会として1法人（日本海事協会）を登録しているが、複数の船級協会が登録を希望しており、今後登録審査を進めていく。

⑥について

気象観測用の測器検定については、登録検定機関による検定を活用しているところであり、今後とも引き続き、登録検定機関に

よる検定を活用する。

⑦について

海図の数値化については外部委託により全ての作業が完了したところであり、海図の印刷・供給業務については現在全てを外部委託しているところである。

⑧について

航路標識の保守業務の一部を外部委託することにより、平成21年度において11人合理化する。

⑨について

登録事項等証明書の交付業務の民間委託を図ることにより、平成21年度において3人合理化する。

⑩について

公共測量の指導・調整に関する業務の外部委託を図ることにより、平成21年度において3人合理化する。

⑪について

引き続き制度の積極的活用を図る。

⑫について

現場技術業務、道路巡回業務等の民間委託を拡大することにより、平成21年度において102人合理化する。

6. IP電話の導入等通信費の削減

(これまでの取組)

IP電話の導入に向けた検討を行った結果、本省の一定割合の回線をIP技術を利用した通信サービスに移行、地方支分部局においても一部回線について導入しているところ。

(今後の取組計画)

費用面・技術面での動向を踏まえつつ、今後も電話交換機更新時期等に併せ引き続き導入していく。

さらに、各通信企業等が提供する電話料金等割引サービスを適切に導入し引き続き通信費の削減を図る。

《取組実績》

本省及び地方支分部局において、IP電話やIP技術を利用した通信サービスを導入している。

平成21年度予算における削減効果 ▲17,424千円
(電話料金割引サービスの拡大)

平成21年度予算における削減効果 ▲28,092千円

7. 統計調査の合理化

(これまでの取組)

①時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

国土交通省が所管する統計について改善を図るため、平成15年11月に省内関係部局から構成される検討委員会を設置し、検討を行っているところ。

既存統計の見直しにより、2本の統計調査を廃止。

環境分野の統計整備について検討を行い、平成18年10月より、自動車燃料消費量調査を実施しているところ。

また、観光分野の統計整備については、平成18年度に宿泊旅行統計の予備調査を実施、平成19年3月から本調査を実施しているところ。

②ITの活用

航空輸送統計調査、建築着工統計調査等20本の統計についてオンライン化措置を講じてきたところ。

③アウトソーシング

統計調査業務の一部又は全部の事務処理について、可能なものを対象に民間委託を実施しているところ。

④その他

内航船舶品目別運賃収入調査等5本の統計調査については手続の簡素化を図った。

(今後の取組計画)

①時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

既存統計に関する抜本的見直しを行う。

②アウトソーシング

統計調査業務の一部又は全部の事務処理について、可能なものを対象に引き続き民間委託を推進していく。

また、公共サービス改革基本方針（平成20年12月）に基づき、建設関連業等の動態調査の実施業務については、民間競争入札を行い、平成22年4月から原則3年以上の複数年契約によって実施する方向で検討を行い、宿泊旅行統計調査については、民間事業者による平成19年3月からの実施状況等を踏まえ、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象業務とすることも含め内閣府官民競争入札等監理委員会と連携して民間開放について検討する。

(平成20年度以降も引き続き実施)

③その他

以下の統計調査について、手続の簡素化等を図るための検討を行う。

・ 船員労働統計及び内航船舶輸送統計調査母集団調査

(手続の簡素化等を図るための検討を行い、概ね次回調査より効率化を実施)

《取組実績》

船員労働統計及び内航船舶輸送統計調査母集団調査については、平成20年度に手続きの簡素化を実施。

8. 国民との定期的な連絡等に関する効率化

(これまでの取組)

従来より、郵便料金の割引制度等の活用を進め郵便費用の軽減を図

ってきたところ。

(今後の取組計画)

入札の結果、平成20年度より宅配便を利用するなど経費節減を図っており、引き続きこれを実施する。また、一般貨物以外の郵便についても、メール便等の割安な方法や割引制度の活用などにより、更なる軽減を図ることとする。地方支分部局についても、年間の利用数量等を勘案し、本省に準じた取組を実施する。

省内で発送する文書についても、従来通り電子メールを活用すると共に電子文書交換システムの利用促進を図り、ペーパーレス化を推進する。

《取組実績》

(信書以外の郵便物・荷物の発送業務の入札実施)

平成21年度予算における削減効果 ▲34,934千円

9. 出張旅費の効率化

①出張旅費の効率化

(これまでの取組)

従来より、旅費法に基づき効率的な執行を行ってきたところ。

出張を行う際は、パック商品を含めた割引制度等の情報の収集に努めその最大限の利用を図ってきたところ。

特に、外国出張の際は、原則、割引航空運賃を利用したところ。

また、同一地域、同一案件についての複数職員の出張の必要性の見直しなどにより、出張旅費の効率的な使用を図ったところ。さらに出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努めてきたところ。

平成19年度は、旅費の支給方法について、事務の省力化及び事故防止の観点から旅費を受領代理人が受領し出張者に手渡す等の煩雑な事務を見直すとともに、旅行計画確認書の作成により、出張者に旅行行程及び宿泊先を事前に申請させ、パック商品を含めた割引運賃制度の利用状況や通勤経路上の交通費の調整状況について、事前にその確認を行うことで、より一層の利用の促進を図るものとし

たところ。

(今後の取組計画)

出張計画等の早期指示等の努力によるパック商品や割引航空券の活用等により、更なる旅費の効率化に努める。

国内出張及び外国出張においては、引き続きパック商品等を利用することを原則とし、割引制度の適用がない、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合など、パック商品等を利用できない場合はその理由を書面にて確認する。これらの結果、航空機利用の国内出張及び外国出張におけるパック商品等の利用率を、それぞれ最低70%以上とするよう効率化に努める。

また、「ITを活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」(平成20年5月30日)等を踏まえ、規程類等の標準化、既存の経路検索ソフト等の活用、パック商品の手配等の民間へのアウトソーシング等について、可能なものから取り組むことを検討する。

(平成20年度より実施)

②公費によるマイレージの活用

(これまでの取組)

一部の地方自治体における公務用マイレージ制度の運用について情報収集したところ。

(今後の取り組み計画)

公費により航空機に搭乗した際のマイレージ取得の自粛については、平成20年6月13日付けで通知したところであるが、国民の信頼を確保しつつ、公費節減となる取扱いについて、今後も検討する。

(平成20年度より実施)

③タクシー利用等におけるコスト削減

(これまでの取組)

平成19年度の契約において、提案要領に基づいた審査を実施し、廉価なタクシーを中心とした契約を行い、コスト削減に努めた。

また、公費の効率的な使用の観点から、適正化を図るため、タクシー乗車券の使用基準の統一化、管理の適正化、関係書類の保存期間を明定し、各地方整備局等あてに通知した(平成20年3月28日)。

(今後の取組計画)

タクシーの使用については、本年4月より施行した全国統一基準である「タクシーの使用等に関する基準」により、効率的かつ適正な運用を図るとともに、安易なタクシーの使用をなくすため、タクシーチケットのあり方、改善を検討する。あわせて、超過勤務縮減のため、業務の合理化・効率化に徹底して取り組む。

また、「立替払い制度によるタクシー使用（国交省試行マニュアル）」を制定し、各部長あてに通知（平成20年6月20日）して、タクシーチケットの使用を一定期間休止し、立替払い制度によるタクシー使用を試行的に実施し、その課題等について検証する。

なお、試行後においては、その検証結果等について、ホームページ上で公表する。

(平成20年度より実施)

《取組実績》

(外国旅費)

平成21年度予算における削減効果 ▲96,288千円

(内国旅費)

平成21年度予算における削減効果 ▲185,890千円

10. 交際費等の効率化

(これまでの取組)

交際費の使途について、国土交通本省においては平成13年の省庁再編時に見直しを行い、供花、最小限の外国要人への贈答品に限定したところ。

職員に対する福利厚生について、国土交通省共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、適切な水準となるように努めてきた。

レクリエーション経費については、平成20年度は全ての経費について執行を凍結し、平成21年度の予算要求は行わないこととした。

(今後の取組計画)

①交際費

交際費については、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認の上、使用するものとする。

(平成20年度以降も引き続き実施)

②福利厚生

職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。

レクリエーション経費については、平成20年度は全ての経費について執行を凍結しているが、平成21年度においては廃止する。

《取組実績》

①について

引き続き適切な使用に努めるものとする。

平成21年度予算における削減効果

▲531千円

1.1. 国の印刷物等への広告掲載

国の印刷物等については、行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、引き続き広報印刷物を広告媒体として活用するとともに、平成21年度より省名入り封筒、ホームページも広告媒体として活用することにより、歳入の確保に努めることとする。

《取組実績》

広告料収入実績：141千円（平成17年度）

平成18年度において広報印刷物「ビジット・ジャパン・キャンペーンガイドブック」について、平成19年度において広報印刷物「電子入札（物品等）PR」について入札を行った。しかしながら、応札がなかったことから、広告掲載には至らなかった。

平成20年度においては、広報印刷物「電子入札（物品等）PR」について入札を行う。

1 2. 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

(これまでの取組)

従来より、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定。政府の実行計画）及び「国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（平成19年10月12日策定）に基づき、効率的なエネルギー・資源使用を行ってきたところ。

(今後の取組計画)

(1) エネルギー使用の効率化

- ①冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、夏季においては政府全体として軽装での執務を促すこととする。
- ②「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」及び「国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づき、また、「各省等の実施している温暖化対策取組事例集」（環境省とりまとめ）等を踏まえて、蛍光灯の照明のインバーター化、OA機器及び照明のこまめなスイッチオフ等を導入することにより、エネルギー使用量の抑制を図る。また、「政府実行計画における庁舎ESCO促進のための簡易ESCO診断実施基準」（平成19年3月30日地球温暖化対策本部幹事会申合せ）に基づき、簡易ESCO診断の実施を進め、ESCO事業の導入のフィージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広くESCO事業の導入を図る。
- ③「国の庁舎における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化について」（平成19年5月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、太陽光発電の導入、建物の緑化等の庁舎のグリーン化を進める。
- ④庁舎の使用電力購入等に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方式の一層の活用促進を図る。
- ⑤遮熱効果の高いブラインドの導入、風の流れを考慮したパーティ

ション類の設置等により、エネルギー使用量の抑制に努める。

(平成20年度以降も引き続き実施)

(2) 資源使用の効率化

①両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量の削減を図る。

②必要に応じて、センサー式水道の導入や節水コマの取付け等により節水を推進する。

③廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) の3Rを極力図る。

(平成20年度以降も引き続き実施)

《取組実績》

・庁舎の使用電力購入等に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方法を平成19年度より導入した。

・その他の取組についても、平成19年10月12日に定めた「国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」において、取組み事項として記載し、周知及び実施しているところ。

平成21年度予算における削減効果 ▲197,920千円

1.3. その他

①法令協議等の資料のペーパーレス化

(これまでの取組)

法令協議の電子化など関係機関との連絡・調整等の業務について、行政事務の効率化の観点から、情報の保護に留意しつつ、積極的に電子メール等により資料を取り扱い、往来に要する時間等の削減、資料のペーパーレス化に努めてきたところ。

(今後の取組計画)

国土交通省において一層の取組を推進するとともに、事務次官等会議・閣議の案件表の電子メール等による配布等について関係機関に要請する。

(平成20年度以降も引き続き実施)

《取組実績》

平成16年7月に事務次官等会議、閣議の案件表の電子メール等による配布等について関係機関に要請し、引き続き取り組んでいるところ。

②告示・通達データベースシステムの整備

(これまでの取組)

「国土交通省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」(平成13年10月31日国土交通省IT政策委員会決定、平成15年7月9日国土交通省行政情報化政策委員会改定)を策定し、「告示・通達データベースシステム」を開発。平成16年7月1日から国土交通省ホームページ上で、国民が告示等を検索し閲覧できる「告示・通達データベースシステム」の運用を開始。

③公益法人改革の推進

(これまでの取組)

「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)において、国から委託・推薦等を受けて行う77(国土交通省合計)の事務・事業の見直しが決定されており、国土交通省においては平成17年度までに全て法令上の措置を行った。

④タクシー事業に係る許認可手続の標準処理期間の短縮

(これまでの取組)

タクシー事業運賃等の許認可手続きの標準処理期間を概ね3ヶ月とした改正通達を平成16年10月1日より施行することで措置したところ。

⑤レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請に係る審査の見直し

(これまでの取組)

貸渡しの許可を車両ごとの許可から事業者ごとの許可に改めるなどの緩和を行った道路運送法施行規則の一部を改正する省令(平成16年国土交通省令第62号)及び「貸渡人を自動車の使用者と

して行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」の一部改正により措置したところ。

⑥鉄道事業者に対する監査の効率化

（これまでの取組）

鉄道事業者の財務状況のチェック（会計監査）をより効率的に行うため、鉄道事業に関する財務分析機能の充実方策に関する調査を実施し、平成19年3月に会計監査のための財務分析マニュアルを作成して、職員の業務遂行能力向上を図ったところ。

《取組実績》

平成18年度までに、平成15年度作成のマニュアルに基づき鉄道事業者への会計監査のための財務分析調査を実施し、この結果を踏まえて、監査をより効率的に行うべく、マニュアルの拡充及び職員の業務遂行能力向上のための取組を実施したところ。

⑦倉庫業の登録に係る審査マニュアル等の整備

（これまでの取組）

倉庫業法に基づく倉庫業の登録については、地方運輸局等に対して、法令の運用通達を発出し、これに基づく登録作業を実施している。

また、業務の効率化及び行政サービスの向上を図るため、平成16年4月に地方運輸局の登録担当官向けの審査マニュアルを作成するとともに、登録希望者の立場にたった分かりやすい手引きを作成し、地方運輸局等において希望者に対して配布したところ。

手引きについては、平成18年1月に改訂版を作成し、配布したところ。

《取組実績》

倉庫業登録申請の手引き、倉庫業チェックリストについては発表・配布をしており、登録審査処理期間が2ヶ月かかっていたところが、おおむね2週間程度に短縮された。

⑧営繕関係資料の電子データ化

(これまでの取組)

平成16年7月に、営繕関係の資料集について、CD-ROM化し、印刷経費を削減した。(平成15年度：150万円 → 平成16年度：2万円)

⑨災害復旧事業のデータベース化

(これまでの取組)

平成16・17年度において、災害復旧事業データを蓄積し、申請者が応急復旧の立案、災害原因の推定と適切な対策工法が検索できるデータベースの作成を行った。

⑩船舶検査・船舶測度記録のデータベース化

(これまでの取組)

平成16年度までに従来紙ベースで行っていた船舶検査の記録について、データベースシステムの運用を開始したところ。平成19年度においては、従来紙ベースで行っていた船舶測度の記録について、データベースシステムの導入を開始し、受付処理等の測度事務の効率化を図った。

(今後の取組計画)

船舶測度の記録についてのデータベース化と集計機能の対象項目の拡大などシステムの強化を図る。

(平成20年度以降実施予定)

《取組実績》

平成20年度においては、船舶測度の記録について、集計機能の拡充等データベースシステムの強化を図った。

平成21年度においては、船舶の各部実績値をもとにトン数を自動計算する機能の拡充等データベースシステムの更なる強化を進め、業務効率化を図る。

⑪航路標識事務所の海上保安部への統合

(これまでの取組)

平成17年4月1日をもって、予定していた航路標識事務所の海上保安部への統合は終了した。

《取組実績》

平成21年度予算における削減効果

▲1,279千円

⑫北海道開発局情報管理経費の効率化

(これまでの取組)

クライアントパソコンなどについて、リース期間を長期化することや、一定以上まとめて調達することにより、コストの削減の取組を実施しているところ。

(今後の取組計画)

今後とも引き続き、サーバ等の更新時期には、その時々的情勢に応じた調達を行うことにより、コスト削減の取組を実施する。

《取組実績》

平成20年度からクライアントパソコン等の借入れ等に係る国庫債務負担行為による複数年契約を実施。契約期間を4年とするとともに、集約化を図り一括発注を実施。

⑬国土地理院国土基本情報調査経費の効率化

(これまでの取組)

空中写真撮影に関しては、新技術による画質向上を活かし、同等の情報を取得するために必要な空中写真撮影の縮尺を2万分の1から3万分の1へ変更し、一枚あたりの撮影面積を拡大することによりコストの縮減を図った。

《取組実績》

平成21年度予算における削減効果

▲37,884千円

⑭航空機操縦士養成事業の効率化

(これまでの取組)

教育業務、教育支援業務（整備業務）について精査を行い、事業の見直し・効率化を推進した。

(今後の取組計画)

教育業務、教育支援業務（運用業務、整備業務）及び管理業務のそれぞれについて精査を行い、エアラインパイロット養成事業の目的に照らして教育内容、教育体制のあり方も含めた事業の見直し・効率化を推進し、これらの業務に従事する常勤職員数を中期目標期間中に約10%程度削減する。

（平成18年度から平成22年度にかけて実施予定）

《取組実績》

平成21年度予算における削減効果

▲25,681千円